

通告 8 番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

○市來議員 おはようございます。

最後の質問となりますが、よろしくお願ひいたします。14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染拡大第 2 波に備えて、1 つ目は、コロナ危機が示した政治、社会の問題点についてです。

まず初めに、このたびの新型コロナウイルスの感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、この感染症に対し、最前線で今もなお献身的に戦っておられる医療関係者の皆さんに敬意を表します。

新型コロナウイルスの世界的感染大流行パンデミックに対する懸念の対応が地球規模で続けられています。感染は五大大陸全体に広がり、6 月 1 日現在、感染者が 616 万人を超え、死者 40 万人に迫り、なお世界全体では勢いが衰えていません。また、各国で医療崩壊が起こり、感染対策のための経済社会活動の大幅縮小などによって、人々の暮らしと経済が深刻な事態に陥っています。

今回のパンデミックに対して多くの識者から新自由主義の終えんが唱えられ、社会の在り方を問い直す議論が広がっています。新自由主義とは、全てを市場に任せればよいとして、小さな政府で医療、福祉、公共サービスの縮小や民営化を主張する経済学説で、1980年代から多くの先進国がその政策を採用してきました。これによってグローバル経済が加速される一方、富の一極集中、非正規雇用の増大と貧困と格差の拡大など、各国で問題となっています。

医療崩壊が起きたイタリアやスペインは1990年代から医療費の公的支出が削減され、イタリアでは人口1,000人当たりの病床数が半減していました。我が国でも1980年代、中曽根内閣以降、この政策が推し進められ、医療や社会保障費の削減政策によって日常的な医療の逼迫状態を生み出し、診療報酬の削減で医療現場の疲弊は限界を超え、勤務医の長時間過密労働は深刻な事態となっています。また、1994年に847か所あった保健所は2019年には472か所に激減し、今やPCR検査もおぼつかない事態となり、病床削減によって陽性と判定されても入院できずに命を失うという痛ましい事態も起きています。

全国で感染が疑われてもPCR検査を受けられない、重篤患者が出ても病院のベッドがない、医療従事者は無防備で感染の危機にさらされながら患者を診なくてはならない。休業要請に応じても減収を補うだけの補償もない、このような事態がなぜ起きているのか、その解決のためにどのような政治の対応が求められていると考

えるのか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、コロナ禍で危機に直面する中小企業、個人事業所の現状と支援について。

今回、感染拡大が始まり、4月7日の緊急事態宣言を前後して、外出自粛や休業要請が広がり、すぐに日々の暮らしや営業を続ける資金に困窮する人々や業者が悲鳴を上げました。自粛要請に応じて休業あるいは営業時間を短縮した中小業者はもちろん、休業しない業者もかつて経験したことの無い売上げの落ち込みに苦しみ、また売上げがゼロになっても、家賃など固定費を支払わなければならない、多くの事業者が経営の危機に直面しています。こうした事態は市内の事業所にも大きく影響があり、様々な職種、個人事業者などからも相談を受けました。

岩出市内の中小企業、個人事業者の現状、実態はどうか、また市の事業所支援給付金について国の持続化給付金の申請については、手続等が大変で支給まで時間を要しました。市で行う場合、手続の複雑化を解消し、申請には相談窓口を設けて、諦めることのないよう行う考えについて市にお聞きをいたします。

3つ目は、医療介護分野への新型コロナウイルスの影響と支援について。

感染を避けるため、病院、医院、また介護、福祉等の利用者が利用を控えることや、感染予防策のための支出増、検診の先送りなどの事業収入の減少などにより、医療機関、サービスを提供する事業所、福祉施設の収益減少が深刻になっています。医療崩壊、介護崩壊とともに事業所が立ち行かなくなる経営崩壊の危機が迫っている。

5月15日、全国介護事業所連盟が1,862事業所に行った緊急調査の集計結果で、通所介護事業所では90.8%、ショートステイでは76%が影響を受けていると答えています。2月と4月の比較では10%から20%の減収と答えた事業所が、通所介護で38%、訪問介護では40%となっています。また病院団体の全国調査によると、4月の病院収入は前年同月に比べ1割減少した。約3分の2の病院が赤字となっています。特にコロナ感染症の患者を受け入れている病院は深刻で、赤字の病院は約8割に上るという報告があります。経営を圧迫する要因には、コロナ患者の治療に伴う負担増があり、重症患者には医師、看護師を通常よりも手厚く配置して対応しなければならない、スムーズな患者受入れのために病床を空けておく必要もあります。医療機関や福祉施設の経営危機が起これば、地域医療の崩壊につながりかねません。基幹病院の那賀病院では、感染症受入れのためのベッドも確保されており、市民への影響を及ぼしかねない問題です。那賀病院の現状、また市内の医療機関や介護事

業所についての現状はどうかお聞きをいたします。そして、市としての支援策についてもお答えください。

4つ目は、コロナの影響は市民生活にも影響を及ぼしています。仕事が減った、失業したという方、派遣やパートで働いていたが仕事が減ったので休業を求められたなど、たくさんのそういった声を聞いてきました。これから先の収入減による今後の生活の不安を抱えている世帯が増加しているのではないかと考えます。市民の生活の状況、コロナでの影響をどのように見ているのか、また実態をつかんだ上で積極的市の追加支援策の考えをお聞きしたいと思います。

5つ目に、国保の傷病手当金についてです。

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた仕組みで、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給される制度です。もちろん新型コロナウイルスに感染した場合等でも制度を利用できるため、被保険者は安心して仕事を休み、報酬に代わる給付金を受け取ります。この制度があることで、感染拡大の防止効果も期待できるわけですが、国民健康保険にはそもそも傷病手当金制度そのものが存在せず、加入者は仕事を休んでも生活の保障はありませんでした。

そのため国は、新型コロナウイルス感染症の防止を図る目的で、国保の加入者にも傷病手当金を支給できるように、各自治体への財政支援を開始しましたが、支給対象者は被用者、いわゆる雇われている人に限定されるため、例えば美・理容業を営み、夫が国保の被保険者の場合、傷病手当金は被用者の妻には支給されますが、夫には支給されません。国保の加入者は飲食店、フィットネスクラブのインストラクターなどをはじめ、小さな個人経営店も多く、コロナ禍での影響を強く受けた個人事業主、一人親方が多いことも特徴の一つです。

個人事業主は営業の自粛や収益の減少に伴う支援策を活用しても、なお困難な状況にさらされてしまいます。今後の感染に備えて、傷病手当金は本市独自に被用者以外の加入者、個人事業主にも支給できるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

6番目は、今後の感染拡大に備え、PCRセンターの設置こそが市民の安心・安全につながり命と健康を守ることにつながると考えます。設置についての市の見解をお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

市来議員、新型コロナウイルス感染拡大第2波に備えてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、コロナ危機が示した政治、社会の問題点について市長の見解を問うについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対し、今、市として進めるべきことは、困っている、不安を抱えている皆さんが一日も早く平穏で安心な日常を取り戻せるよう、高齢者や子育て世代の皆さんなど、そして事業者の皆さんの立場に寄り添ったきめ細やかな施策を誠実に実行することが第一であると考えております。全国緊急事態宣言が解除となり、また都道府県境をまたぐ移動の自粛要請が全面解除となり、今後は経済社会活動と感染防止を両立させるという新しい生活様式を定着させる取組を行っておりますが、現在も感染拡大は予断を許さない状況下にあります。

そのような状況の中、6月17日、大阪府で新たに4人が新型コロナウイルスに感染し、クラスターが発生した可能性があるとの報道され、また一昨日、岩出保健所管内で20代の男性1名の感染が確認されました。今後、第2波、第3波の懸念があります。気を緩めることなく、状況把握に努めるとともに、万が一、緊急な事態になった場合、適時的確な判断のもと、感染拡大防止対策に取り組めます。

また、国においては感染拡大による影響に対する支援の強化のほか、第2波に備えた新しい生活様式への対応に向けた支援として、新たに第二次補正予算も成立をし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4億8,086万8,000円が岩出市に配分されることとなりました。新たな財政出動による追加的な支援策などの検討を進めてまいります。

つきましては、引き続き議会の皆さんとともに安全で安心して暮らせるまちづくりのため、精いっぱい取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

詳細につきましては、担当部長からご説明をいたします。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の2点目、市内の中小企業・個人事業所の現状と支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による影響の現状について、市内事業者が受けた影響につきましては、個人情報もあり、市で正確に把握することができませんが、商工会や事業者からの聞き取りにより、ほぼ全業種について外出自粛による客足の減

少やサプライチェーンの毀損による商品、資材の入手困難などにより売上げや受注の減少など何らかの影響が生じているものと聞いております。

また、支援策としましては、国、県では経営相談をはじめ、特別貸付、利子補給制度による資金繰りの支援、持続化給付金などの給付、生産性革命推進事業などによる設備投資、販路開拓支援、経営環境の整備などに様々な中小企業や個人事業者への支援事業を展開しており、これらの支援事業と併せて、本市では今回新たに国の持続化給付金事業の対象とならなかった岩出市内の事業者を対象として30万円を限度額として事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金の支給を開始するなどにより、市内事業者の支援を行ってまいりたいと考えています。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 3点目の医療・介護分野での影響と支援につきましては、医療分野への影響としては、那賀医師会岩出班によりますと、市内医療機関への患者は全般的に減少傾向にあるようです。中でも耳鼻科、小児科に対する影響が大きく、4割から5割程度患者が減っているとのことですが、個々の医療機関の経営状況までは把握できません。こうした状況の中で、オンライン診療を実施している医療機関は、岩出市内に2か所あります。

また、支援の面では今議会において補正予算案としてご審議いただきましたとおり、那賀地域の感染症指定医療機関である公立那賀病院に対し、トリアージ用備品の設置をはじめとする院内感染及び地域感染拡大防止事業として、分担金を拠出します。

次に、介護分野での影響についてですが、介護サービス事業所では、マスクや消毒液については今のところ対応できているとのことですが、第2波が発生した際には、現在の備蓄では不足が懸念されるとの声を聞いています。市の支援といたしましては、厚生労働省から介護事業所に対し、手指消毒用エタノールの代替品として、高濃度エタノールを成分とする特定アルコールの無償配付があり、市内介護施設事業所5事業所に18リットル入りの一斗缶を配付しております。現在、市保管分として6缶を備蓄しており、第2波の発生により市内介護サービス事業所等で感染者が出た場合や入手困難になった場合には要望があれば配付する予定としています。

また、事業所の運営状況についてですが、4月の通所系サービスの利用者数が減っていることから、緊急事態宣言発令によりサービス利用を控える方がいらっしまったと推測されますが、このことに対する事業者からの相談は特にございませんで

した。国は新型コロナウイルス感染症拡大防止及び事業者への影響に対応するため、介護報酬算定について臨時的な取扱いを示しており、市は事業者からの問合せに対応するなど事業者支援を行っているところです。

それから、続きまして、国保の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し、労務に服することができない国保被保険者で、給与等の支払いを受けている被用者に対して、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間において傷病手当金を支給するものであります。国保の傷病手当金制度につきましては、職場から給与等の支払いを受けている被用者に限り傷病手当金の支給対象として位置づけております。

ご質問の6番目の今後の拡大に備えたPCRセンターの設置をについてお答えいたします。県に問い合わせたところ、県としても岩出保健所管内に1か所はPCRセンターが必要であるとの考えを示しており、現在、県が医師会等の関係機関と協議をしているところであると聞いております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の質問の4点目の、市民での影響はどうか、積極的な市の追加支援策の考えはについてお答えいたします。

全国を対象とした緊急事態宣言発出から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や学校休校などの緊急事態措置により、市民生活や経済には広く影響が波及しております。本市では市民生活への影響を緩和する支援策としましては、参考資料として提出しております一覧表のとおり水道基本料金の6か月間の免除、妊婦応援給付金や事業所支援給付金など、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大きく上回る対策事業の補正予算を計上したところです。

また、保育所、幼稚園、学童保育については4月27日から、小・中学校については6月15日から、施設での感染を予防するため、毎日、園児、児童、生徒及び職員の健康状態の把握に努めております。

なお、国においては医療強化、家賃支援、資金繰り支援などを柱とした第二次補正予算が成立し、さらなる支援策が実施されます。

先ほど市長の答弁にもございましたが、現時点では各政策の要綱等の詳細は未達であります。情報収集に努め、補助制度の活用を見据えつつ、追加支援策の検討を進めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員　まず第1点目に、市長の見解をお伺いいたしました。今後第2波に向けてということで、それに対する市長からの文言、メッセージを聞かせていただいたんですが、私がここで言ったのは、これまで行われてきた政治の在り方、要は、病院削減なら官から民へという形であったり、保健所削減、病院の削減等々に対しても含めてですが、医療に関する福祉公共サービスの縮小や民営化という問題が、ここで大きくコロナによって浮き彫りになったという点について、どのように政治家として見解を持っておられるのかということをお聞きをしたわけですが、もし、それについてお答えしていただけるのであれば、ぜひお答えを願いたいと思います。

さらには、コロナの問題について、コロナというのは今皆さんもご存じかと思いますが、ほとんどの方がかかっておられないということになります。まだまだPCR検査もまだまだやられていない、抗体検査も当然まだまだ進められていない中で、いつ誰がどこでかかるか分からない、かかったときに、これは別のところではございますが、差別的なことだったり、人権侵害だったり、いろんな問題が起きました。

ここで私は必要なのは、コロナはいつ感染するかも分からないという現状であるけれども、しかし、必要ならば体調の変化など、そういった兆しがあるのならば、すぐに病院に相談してほしいというような政治的メッセージが必要ではないかと。やっぱりそうすることに岩出市民の命を守るという、そういう発信が私は市長のほうから必要ではないかと考えています。やはり差別や人権侵害などあってはならない、だからこそ、皆さんの健康に不調があった場合には、ぜひ相談機関にすぐにも相談をかけていただきたい、命を守るんだという、そういうようなメッセージを送っていただきたいのですが、これについてお答えをしていただきたいと思います。

2点目は、事業所に対する市としてやっていく事業所支援給付金をやるんですが、これフリーランスについてはどうなるのかという点と、商工会などに入っている方々は商工会を通じてサポート体制が取られるとは思いますが、商工会に入っていない事業所がやはり相談に来られる場合があります。商工会に入っている事業所さんばかりではありません。そうしたところがどうなるのか、やはり相談を受けたときに適切に諦めることなく市の支援を受けれるような体制をつくる、こういったことが必要ではないかと考えますので、この点を1点お聞きしたいと思います。

3点目は、医療や介護分野に関することです。厚労省はコロナ患者が集中治療室で治療を受ける場合の診療報酬は3倍に引き上げました。しかし、コロナ専用病棟

では、空いている病床に補助金を支払うなど、十分な医療体制を確保するために、こうした支援金、しっかりと空いている病床に補助金など払うという、こうした国の施策が必要だと考えますが、そういった問題について国にしっかりと意見を上げていくなどのそういったお考えはあるのか、そういったことをしていただきたいと考えますが、これについてお聞かせをしたいと思います。

4点目は、市民の影響です。もちろん執行部のほうでも市民にも広く影響があるということの認識をいただいていると思います。先ほど国の第二次補正予算を使って4億8,000万円ですか、新たにまた対策を打つということでございます。岩出市の補正の部分ですね、1回目の、非常に遅い取組がというご指摘を市民の方々からたくさん頂いています。新聞報道等では各市町村が早くにいろんな対策を打っているのに、市はなぜ遅いのかという、そうした声、多分市のほうにも上がっているかと思うんです。やはり市民の実態をしっかり把握した上で、やっぱり早急にスピード感を持ってやるということが政治に問われているのかなど。自治体の暮らしを守るという観点からも、早急に対策を打つ、こういうことをしていただきたいと。

これまで財政調整基金もかなりの額が積み上がってきました。住民はしっかり税金を払っているのに、こうしたお金をすぐにでも活用しながら、どこで活用するんですかと、市民が困っているときに、やっぱり活用していく、これが必要だと思います。今後、もちろん第2、第3と波が押し寄せてくるかもしれませんが、市民の命を守るという点から、暮らしを守るという点から、こうしたお金を使いながら、積極的にスピード感を持ってやっていただきたい、このように申しておきます。これについてもご答弁を頂きますようお願いいたします。

5点目の国保についてです。国保については、言わば給料支払いでもらっている人に対してはもらえるという形になりました、今回ね。私が言っているのは、事業主です、主。その方がコロナにかかって休まなければならなくなった場合に、やはり経営が収入が途絶えてしまいます。同じように国保税を払っているのであれば、同じように傷病手当つけてもいいのではないかと。というのは、他の自治体でも全国でも独自に条例を改正して、そして、この国保、事業主に対しても出せるようにしている。こういった取組を行っている自治体があるということです。国民健康保険税に支払っている事業主に対しても、これ傷病手当つける必要あるのではないかと考えますので、もう一回そちらについては聞きます。

6番目です。県に対してPCRセンターのほうの件を聞いていただいたと思うんですが、PCRセンターと同時に、私、発熱外来もやっぱり必要ではないかという

ふうに考えているんです。

というのは、市民の方から先日、熱発で出たと。もちろん相談センターに電話したら、相談センターからかかりつけ医にかかってくださいと言われてました。かかりつけ医にかかったんですが、かかりつけ医の中まで入ることはできませんので、外での診察になります。ところが、外での診察というのはほとんど問診だけなんです。なぜかという、プライバシーの関係で聴診器を当てることもなければ、実際に車でだったりということであったんで、何を言われたかといったら、様子を見てくださいという形だったんです。だから、なぜそこで熱が出てくるのか、何が原因なのかというのを全く分からず帰ってきたということで、不安をおっしゃってありました。ということは、やはり発熱外来をつくって何の熱なのかというのが分からなければ、やはり多分皆さんもそうだと思うんですよ。原因が分からなければ、不安というのは大きくなるばかりです。そういうことに対しても、やっぱり発熱外来をつくって、症状が出たときにそこで診てもらって、そこで振り分けてもらうということをしていかなければ、またこれ医療機関に行っても大変なんですよ、医療機関だって病院を守るためにはやっぱりそういう発熱の人、疑いのある方はなるべく控えていただきたいという思いがあると。そういう中では、発熱外来をぜひつくっていただきたいんですが、そちらについてもお聞きをしたいと思います。以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問の中で、市民の影響はどうかということの関連で、スピード感を持って追加の支援策の検討はしていただきたいというご質問であったかと思いますが、市といたしましても、現在、二次補正の国の予算が成立して、内示が来たところですが、情報収集に努めて、スピード感を持ってすると。必要に応じては、そういう定例議会前の開催、臨時議会等の要請とかも検討も含めてスピード感を持ってすることについては、取り組んでいきたいと思っています。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。フリーランスの方につきましては、確定申告等事業所得として税の申告を行っておれば対象となります。商工会以外の方につきましては、先ほども答弁させてもらったように、市役所に相談窓口を設置するとともに、商工会では、商工会未加入者につきましても、相談受付はさせていただきます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 国保の傷病手当金の再質問についてお答えいたします。

国保の傷病手当金は、あくまでも国保被保険者で、職場から給与等の支払いを受けている被用者に対して支給するものでありまして、給与等を従業員に支払う事業主は被用者ではないため、傷病手当金の支給対象としない制度設計となっております。

残りのPCR、発熱外来と、それから医療機関への補助のことについては、担当課長のほうから答弁いたします。

○田畑議長 子育て世代包括支援センター長。

○塩中子育て世代包括支援センター長 市来議員のPCRセンターの発熱外来のことについてお答えいたします。PCRセンターは、県のほうが協議をしているところであり、地域の実情に応じて、住民に対して円滑に実施するために行われます。地域外来検査センターとしての役目を果たすものでありますので、PCRセンターができることにより、発熱外来も対応できるものと考えております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 先ほどお答えした中で、追加で、市来議員の質問の中で、スピード感を持ってということと、基金の活用ということもあったかと思えます。基金の活用については、既に今議会で提案いたしました第一次の分でも取崩しを行ってやってございます。追加の支援策についても、必要に応じて基金の活用というのは検討してまいります。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

1点目が、コロナ危機が示した政治的・社会的な見解ということで、医療機関等への政策についてのご質問ですけれども、この件につきましては、国の大きな政策、方針の中で決められたことと、こういうふうに思っておりますので、コメントのほうは差し控えたいと思えます。

それから2点目の、コロナの感染者等に係る差別あるいは人権問題、こういうふうなご質問かと思えます。これにつきましては、県のほうからもメッセージ出されておりますけど、市といたしましても、そういうことにつながらないように、広報、ウェブサイト等を通じて防止に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○田畑議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再質問の3点目、十分な医療体制が必要であり、そのために、国に市として意見を上げていくべきではないかというご指摘であります

けれども、国では、コロナ対策として診療報酬引上げ等の施策を講じております。市としましては、今後の感染状況等を踏まえ、適切に国のほうに提言を上げるべきであれば上げていくことで、推移を見守っていきたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 1点だけお聞きをしたいんですが、これコロナで、今さっき答弁あったんですが、対策やっている病院に対する部分について、国としてやっている。それだけで足りるというふうに思っているのかなというところがあるんです。一般の病院や診療所に対しても日本医師会も診療報酬の増額を要望しているんですが、政府は資金繰り支援にとどめているんですよね。このままでは地域の医療機関がなくなってしまうことが懸念されると。

実は岩出市内のある病院で働いている方々から話を聞くと、コロナで対応している病院ではないけども、やっぱり患者数が減ったりいろんな状況で、マスク等々、備品等々の高騰によってそれが経営を圧迫し、ボーナスが出ないというような形の話がありましたと。どんなに頑張っても患者さんのために働いても、そういうような形になってしまえば、やっぱり医療に携わる者としては頑張る意欲がやっぱりなくなってくるという、一方でそういうような形にもなってしまいます。

これ民間だから、もちろん自治体がどうしろということではないんです。でも、こういう民間の地域医療を守るという点では、自治体としてしっかり国に意見を上げて、お金出していただくような形をしなければ、病院は守られないと考えています。そこに対して、やはり適切に点検して、確かに最初言ったように、個々の事業系の経営について、もちろん個人の問題、個人のことなんで、もちろんなかなか出てこないと思いますが、しかし那賀病院についても、赤字の部分が出てきて、それを補填するとなったら大変ですよ、これ。紀の川市と岩出市。そういうことはできないと思うんですよ。そうなれば何が必要かといったら、公的支援、国の支援しかありません。そういった点ではしっかりと、こういう地域医療を守っていくための対策を国に対してしっかりと申し上げる、このことの決意について、市に答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

コロナの影響で地域医療機関が圧迫されていると、こういったご指摘であります

けれども、経営面のことで申し上げれば、国の施策として持続化給付金、また県及び市についても、それぞれ給付金の対策を講じております。市としては、この経緯を見守りながら、適切に対応していく考えでございます。

○田畑議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員　2つ目の質問は、子供の育ちを保障するために、現状を踏まえた学校教育活動についてであります。

長期の休校による学習の遅れ、格差拡大、子供たちの不安とストレスが深刻となっております。国立成育医療研究センターのコロナ×こどもアンケートによれば、困り事としてお友達に会えない76%、学校に行けない64%、外で遊べない51%、勉強が心配50%という結果が出ました。また、各種のアンケート調査では、いらいらする、夜眠れなくなった、何もやる気がしない、死にたいなどの痛切な意見が示されているといたします。このようなアンケートをすると、本市では一体どうだろうと心配になります。

現場の先生方には3か月の授業の遅れを早く取り戻したいと真剣に考え、そこに全力を傾けようとされる方もいらっしゃると思いますが、まずは子供たちの本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら、心身のケアに一程度の手間と時間をかける必要があると思います。ですから、家庭内における虐待の萌芽に気づくことも念頭に置きながら、場合によっては、現場教職員と教育委員会、地域、関係者も入って、複数の目で立体的に子供たちを見守ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として、身体的距離の確保を呼びかけています。文科省も学校の新しい生活様式としてマニュアルを作成しています。持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくために、本市としてどのような方針、基準、安全対策で対応していこうと、現在も行われていますが、されているのかをお考えをお聞きをいたしたいと思います。

また、子供たちへの対応方針、消毒等への対応、市の支援策についてお尋ねいたします。

2つ目は、学力テストについてであります。

市では、毎年、国、県、市独自の学力テストを行っているところだと思っておりますが、政府は新型コロナウイルスの感染拡大による休校が長期化しているのを受け、2020年度の全国学力・学習状況調査、全国学力テストを中止する方針を固めました。県

や市の学力テストはどうなるのかお聞きをいたしたいと思います。

3点目は、コロナ禍のもとの就学援助の拡充について、先ほども申し上げましたが、経済状況の悪化、収入の減、また家庭不仲での離婚などもあり、子供の家庭状況も複雑化しているところも少なくありません。就学援助制度、年度最初にやっているとは思いますが、年度途中でも受けられるという周知を早急に進める対応を求めますが、いかがでしょうか。

4つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響で、学生等が就学を諦めることがないよう、しっかりと支えていくことが何よりも重要と考えています。学生向けの市独自の支援策についての考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の子供たちの学びを保障するための一般質問についてご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現状を踏まえた学校教育活動の運営方針、基準、安全対策についてであります。コロナウイルスの感染拡大が連日報道される中、我々、大前提として考えたことは、子供たちの命と健康を守ることであり、絶対に感染させない、感染を防ぐということを最重要方針として、国から示されるガイドラインを基本に臨時休業期間から通常授業に戻った現在まで教育委員会、学校が一体となって意思統一を図り、その対応を続けてまいりました。

国からのガイドラインも状況が変化する中で、その内容も変化してきており、最も新しい基準としては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というのが示されており、そのマニュアルの中で、安全対策として基本的な感染症対策のほか、集団感染のリスクへの対応、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策など、様々な場面を想定した、具体的な行動指針が示されておりますので、子供への対応方針としても、このマニュアルに従い取り組んでまいります。

消毒についてでございますが、まず消毒液につきましては、次亜塩素酸水の効力について検証実験が続けられておりまして、現在、結論が出ていないというのが状況でございます。いわゆるアルコール系の消毒液を主に、界面活性剤の成分を含む家庭用洗剤を活用して消毒してございます。

子供たちの手洗いについては、児童生徒が登校して教室に入る前、トイレの後、給食の前など、小まめに手洗いをするよう指導してございます。また、教員におい

ては、教室の机、テーブル、入り口の扉、トイレなど子供たちが学校生活において手に触れる場所を毎日放課後に拭き取り消毒をしているところがございます。

市の支援といたしましては、手指消毒用アルコール、非接触赤外線体温計、ICT機器や、体温計拭き取り用アルコール含有ウェットティッシュを4月に配付しております。また、今議会で採決を頂きました令和2年度一般会計補正予算（第2号）に使い捨ての手袋、ハンドソープ、消毒用アルコール、界面活性剤含有拭き取り用洗剤、マスクの予算を計上させていただいております。

次に、学力テストの件でございますが、本年度の全国学力状況調査は中止となりましたが、7月中旬には問題冊子が送付されますので、小学6年、中学3年生で独自に実施いたします。

岩出市学力調査は6月18日に実施してございます。7月中旬には結果が送付される予定です。和歌山県学習到達度調査は12月8日に実施される予定でございます。本年度は全国平均を意識した分析よりも、休業期間中に学級で学力格差が生じていないかという視点に立って、個別の分析を徹底するという方針で学校に通知をしてございます。実施期間は例年より遅くなりますが、結果分析については2サイクルでしっかりと行い、個別の指導に役立ててまいります。

3点目ですが、県内他市の状況を見ますと、昼食支援金とかフードチケットを配付をしたところもございますが、本市といたしましては、現在のところ、新型コロナウイルスの影響に伴う市独自の対応は考えてございません。

4点目の学生向けの市独自の支援策については、国におきまして、5月19日、学生支援緊急給付金というのが創設されておりますので、市独自の対応については考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目は、もう既に再開して工夫して学校行われていると思うんですが、現場の子供たちの様子など分かってつかんでいるのであれば、そちらのほうをお聞きをしたいと思います。

それから、多分、部長おっしゃっているのは、学校における新型コロナウイルス感染症対策のやつだと思うんです。そちらでは、感染が確認された場合どうしていくのかというようなことや、もちろん学校の役割等々も含めて全て書かれているわけですが、大事なことは、学校医だったり学校薬剤師等だったり、保健所管内だったり、そういったことと連携を取ったり、相談ができるような形でやっていっているのか

どうかということがちょっと気になるので、そちらについてどのように対応しているのか連携が取れているのかも含めてお聞かせ願いたいと思います。

三つ目は、感染症対策って、毎日、消毒、清掃、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じていると思うんですね。これをもともと異常な長時間労働となっている先生方に、これ以上の負担をかけていいのかっていうところに私は問題があると思うんです。教育活動への注力ができなくなってしまう心配があると。

この学校の消毒の部分というのを、例えば外部委託の考えだったり、学校の先生方には子供たちに目いっぱい目をかけてあげれる。いっぱい先生に話を聞いてもらいたいという子供もいらっしゃるだろうし、放課後であっても、やっぱり先生が次の日の授業の対応だったり、そうしたことに精いっぱいやっていただくというような対応をすることこそが、教育行政に求められることではないかと。だから、この消毒作業というのを外部委託にできないのか。

また田辺市ではSSS、スクールサポートスタッフを、会計年度職員として11人、22校分、1日4時間で3,740円で採用しています。こういったSSSの活用も含めて、検討するべきではないかと、消毒の最後の消毒までも学校の先生に託すというのではない、もうすぐの放課後には、もう次の日の授業に当ててもらって、今日会った子供たちの体調、また心理的なそうしたことにしっかりと目を向き合ってもらえるような体制を整えるべきではないかと考えますので、そちらについてお聞きをしたいと思います。

学力テストの件でございます。この間、休校で子供たちの生活が激変し、心と体の健康の不調を抱える子供も少なくありません。保護者や家族、教職員、学童保育関係者などの疲れも相当なものとなっています。とりわけ新学年度は入学や進級、クラス替え、教職員の移動、担任の交代など子供も教職員も不安やストレスを抱えています。こうした時期の学力テスト、私は見送るべきではなかったのかと考えています。

先ほどは学力がどのようになっているのか、調査をし、全国と比較するのではないと、どのように学習が定着されているのか、どこまで理解が進まれているのか、独自として市として調査を行っただけだというふうにおっしゃるんですが、私は子供にとってこの間学校に通えなかった、授業を受けられなかったという不安がある中で行われたテストというのは、より一層子供たちにストレスを与えるものになってしまっていないのかと考えます。テストを行った理由はそれはあるかと思いますが、子供たちの視点に立って考えていただきたいなど。この市のテストで一定結

果が出るものであれば、私は県のテスト中止、市は行わない、こうした考えはないのかをお聞きをしたいと思います。

就学援助の件なんです、拡充ではなく、とにかくさらなる周知の徹底を行っていただきたいということです、これについては。というのは、やはり家庭環境が複雑化している子供たちというのはたくさん生まれてきています。そうした中で、やっぱり経済状況が子育てにも影響してくるし、子供の心の問題にもつながってくると。そういう問題を早く解消するために、やはり少しでも周知をしていただき、該当するのであれば受けれるよという、そうしたことに寄り添っていただきたいと思うので、早急にこちらは周知を徹底していただきたいなと思っています。

最後に、学生支援向けの市独自支援策についてです。

国の奨学金制度ができたんで、もちろんそちらの周知というのも徹底していただきたいんですが、例えば公益財団法人の上田徳一・千代子育英奨学金があるんですが、この市の実態や状況に合わせて、例えばこちらは高等学校奨学生2名、大学奨学生2名のこうした枠をこの年度に限っては状況に応じて増やす、そうしたことができないのかということをお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

学校での子供たちの様子ということですが、昨日もご質問に対して答弁させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、やっぱり学校へ行って友達に会いたい、こういうことで学校へ来る時間も早くなっているとお答えさせていただいたとおりですが、子供たちは喜んで学校生活を送っているということと、あと感染防止に対して、これも昨日お話ししましたが、給食を食べるところにおきまして、言うことを聞いていただいております、全員、一方向を向いて、無言でということ、給食のほうも取っていただいているということでございます。

それから、学校医と保健所等との連携ということですが、これも昨日答弁させていただきましたが、例えば市内、学校に感染者が出た場合、方針としては、休校、休業ということで立ててございますが、もちろん学校医さん、あるいは保健所との相談の上で、休業するべきであるということであれば、その相談の上で決めていきたいなと思います。基本的には休業するということと考えてございます。

それから、消毒の関係でございますが、外部委託してはどうかというお話でした。

今、先生、教員で消毒を行ってございますが、もちろんスクールサポートスタッフも含めて、教員の中で消毒をやっているということで、外部委託については今のところ考えてございません。

それから、学力テストですが、先ほども言いましたが、健康と学力のバランスというのが必要でございます。長期の臨時休業という中で、それぞれ学級での子供たちの学力の部分というのは、やはり今後の勉強を進めていく上でどういう状況にあるのかというのを調査する必要があるということで、今回の岩出市テストはそういう趣旨に基づいて実施をいたしました。

それから、就学援助の件ですけれども、これも例年4月中旬の締切りとしてございます。今年度は臨時休業の影響を考慮しまして、5月末まで受付期間を延長してございます。

それから、育英奨学会上田徳一・千代子の育英奨学会の募集人数を増やせないかということでございますが、現状、金利が下がっている中で、この奨学会の運営上、今のところ高校2名、大学2名というのが精いっぱいであるということで、これも増員については考えてございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目です。学校の先生たちの消毒作業ですね、外部委託も考えていないということなんですが、やっぱり子供たちを目にかけていただくことやったり、子供に対して精いっぱい頑張ろうと思っている時期だと思うんです、先生たちは。それに併せてまたこれも負担になりますよね。ちょっとでもやっぱりそういう部分を行政が環境を改善することが、岩出市の子供たちにとってもいいことなんですよ、子供にいっぱいかけれるというのは。

外部委託も考えない、SSS、スクールサポートスタッフも考えないのであれば、これ全国で今、学校消毒ボランティアの活動や活躍というのが新聞報道で取上げられています。これはもう子供たちの保護者や地域の方々の協力のもと、地域の学校を地域で支える活動として、学校の先生たちには子供としっかりと向き合う時間と授業に対する準備と時間を保障すること、これをやっていただくために、この地域ボランティアが放課後掃除に来てもらうというような対応を取っている自治体が結構出てきました。こういった取組というのを、これはぜひ考えられるのではないかと、取り組めるのではないかと、もちろん地域でみんな子供たち支えようというふうに考えているのであれば、こちらはできるんじゃないかと。ちょっとずつでも先

生の負担をなくし、そして子供たちに目をかけられる、そういう状況をつくることこそが教育行政に求められていることだと思うので、これについての提案に対するお考えをお聞かせください。

最後の上田徳一・千代子の育英奨学金についての、今、財政的に金利が下がっているんで精いっぱいであれば、私は状況によっては、独自でこういった子供たちが勉強していききたいという心、この心を大事にし、それを阻んではならないというふうに考えます。そうした支援策をつくっていくべきではないかと思えますので、こちらについて再度、未来ある子供たちに勉強する、そういう状況をつくってあげる、そういった気持ちはないのか、この辺についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

消毒の外部委託については考えていないということで答弁させていただきました。教育ボランティアの導入ということで、ボランティアさんが消毒ということでしょうけども、一回、スクールコミュニティの関係の皆さんと話をして、地域の人の導入ということも考えられないことはございませんが、学校内のこと、地域とともにということで今進めてございますので、地域の方々と一度相談した上で、もし手を挙げていただける方がいらっしゃいましたら、そういうことも検討したいと思えます。

それからスクールサポートスタッフについては、今、4名導入しておりますので、先ほど申しましたのは、消毒の件でお話をしたということでございます。

それと、奨学会の話ですが、今、上田徳一・千代子育英奨学会についても大変厳しい状況の中にあるということで、新たに財源も伴う話でございまして、新たなそういう奨学会という部分については考えてございません。

○田畑議長 これで市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

○市来議員 3番目の質問は、避難所での感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で心配されるのが、地震や豪雨など大規模災害が重なることです。特に多くの被災者が身を寄せる避難所は、感染の温床にもなり得ます。対策を十分練り直しておく必要があると考えます。自然災害は毎年のように全国各地で起こっており、これから梅雨による豪雨や台風などの自然災害を受けやすい時期を迎える上で、市としてどんな対策を備えていくのか、また市民もどのような備えや構えが必要なのか、改めて考える必要があります。

あらかじめ避難所に指定されている学校の体育館や公民館などでは、新型コロナ対策として密閉、密集、密接の3密を避ける対策が必要です。衛生管理の徹底も欠かせません。これまでも大規模災害時に避難所でノロウイルスやインフルエンザの感染が起きた例も少なくありません。国は都道府県などに避難所での感染症対策を通知しました。それによると、過密化を避けるためにあらかじめ指定された施設以外にもできる限り多くの避難所を開設するよう求めています。ホテルや旅館を活用し、可能なら親戚や友人宅への避難も促しています。

避難所内では換気に十分努め、発熱やせきなどの症状がある人には、専用スペースを確保して、他の避難者との動線を空ける、新型コロナウイルス感染者については、軽症でも避難所での滞在は適当でないと明記しています。しかし、避難する施設が増えて分散すれば、それだけ物資や人手、医療の確保なども難しくなります。専門家も被害を想定した事前の準備を急ぎ、訓練を実施しておくべきだと言われております。

コロナ禍が進む中で、災害をどう察知し、どこに避難するのかを家族の間で話し合っておくことも必要です。災害に備えるために自治体としての考えや備えをお聞きをいたします。

まず一つ目は、備蓄品の確保はどうか、二つ目に、スクリーニングやゾーニングの事前準備、三つ目は、分散避難体制の構築、四つ目は、避難所運営マニュアルの改訂や見直しは、五つ目は住民への周知、感染症対応防災訓練の実施はどうかについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員ご質問の3番目、避難所での感染症対策についてお答えいたします。

1点目の備蓄品の確保はどうかについてであります。昨日の答弁でもさせてい

ただきましたが、市では6月22日時点でN95マスク3,360枚、サージカルマスク2万9,500枚、防護服90着、アルコール製剤等の消毒液を約318リットルなどを備蓄しております。これらの備蓄物資については、新型コロナウイルス等感染発生時における職員などによる防疫活動等に用いるほか、災害発生時における避難所での使用を想定しております。

次に2点目の、スクリーニングやゾーニングの事前準備、4点目の避難所運営マニュアルの改訂、見直しについて、一括してお答えいたします。

避難所運営マニュアルについては、県避難所運営マニュアル作成モデルが、新型コロナウイルス感染症を初めとする感染症対策の対応強化等を目的に改正されたことに伴い、市においても本年6月に改正しております。

また、避難所におけるスクリーニングやゾーニングについては、間仕切り段ボールの利用等を改正後のマニュアルに記載しており、避難所運営の際にはマニュアルに基づき、医療機関をはじめとする関係機関と連携し対応することとしております。

次に、3点目の分散避難体制の構築についてですが、避難者同士の距離を確保する必要があることから、風水害における事前開設避難場所を、昨日もご答弁させていただきましたが、通常よりも拡大し、開設することとしております。

次に、4点目の住民への周知、感染症対応、防災訓練の実施についてですが、避難所での3密の回避や感染予防物資の事前準備及び避難所への携行、避難所以外への避難の検討などについての啓発チラシ、これを広報7月号と同時に全戸配布を予定しております。

また、今年度の地域防災訓練の実施につきましては、地域防災訓練実行委員会にて協議いただくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染防止のため中止を前提に考えております。また、訓練に代えてチラシ等により防災意識の高揚を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず1点目は、マニュアルについてです。県でモデルが出されて市でも改正されていると言いました。職員のマニュアルの共有化というところが一番大事ではないかと思っています。というのも、岩出市ではやはり災害が少ない、大きな今のところ災害が少ないという現状もあって、すぐにやっぱり動ける体制がちゃんと職員にあるのかというところが、今後もし起こったときに問われてくると思います。そうした時点で、しっかりと共有できているのかどうかについてお聞かせくだ

さい。

二つ目は、あといろいろな形でいろんなところからマニュアル等々も出ているんですが、例えば避難所運営時に受入れ体制面でどのようにしていくのかというところも踏まえて、きっちりそれが共有されているのかどうか、さらには物品ですね、必要な備蓄品のものなんですが、その見直しはどのようにされていますでしょうか。というのは、例えば使い捨ての手袋等々の備蓄はあるのかどうか、フェイスシールドの備蓄はあるのか、岩出市にそろえなくてはならない追加のものが現状であるのかわからないかも含めて、これは必要だというものについては、必要なものについてきちっと準備をしておく、こういうことが備えにとって必要だと思います。

あとは、マニュアル等々では例えば避難をされてきたときに、市民がこのチェックシートをつくっているのかも併せて、要するにちゃんと想定をしながら、そこについてできることというのを今のうちにやっとかないと、本当に起こったときに対応がし切れないという問題があります。ということで、これらについて一つ一つないものについてはきっちり備えておくという準備をちゃんとできているのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

最後は、やはり住民に対する防災意識についてです。今、啓発を全戸にやっていくということではありますが、やはりこの時期にしっかりと住民の方々に意識を持ってもらうことというのは、物すごい大切なことだと思います。意識を持つことによって、防災っていろんな準備を頭の中に入れていけば、動ける体制も取れると。そういった意味では、チラシ等々についても工夫をしながら、少しでも市民の方々が家庭で考えられるような、そういったものにするようにぜひしていただきたいと思っています。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、市職員のマニュアルの共有化、それと併せて今回改正した点の、それについて理解をしてもらっているかということだったかと思いますが、マニュアルについては、もう職員には行政のパソコンを通じて全員が見れるようにしております、今後の災害、雨とか台風の時期を迎えますので、改めて各職員にはマニュアルを熟読するよう周知をしたいと思っています。

今回、新型コロナウイルス対策ということで、新たな避難所の運営の方法という

ことで、マニュアルで変えている一例を申しますと、避難所スペースにおいては、避難者の配置について世帯を単位として、世帯間の間隔を2メートル以上確保するとか、あるいはあと、これは先ほどの質問で、市民に対しての自衛の準備ということでもあったかとは思いますが、避難所に来た場合、発熱等の症状がないか確認をするものをつくってございますので、それで発熱者には対応とかも考えていくという、そういうふうな変更がございます。

それと、住民に対する防災意識を持っていただくということが重要であるということでのご質問であったと思いますけども、昨日も答弁いたしました。啓発のチラシには、災害時の避難について、事前の備えということで、通常、非常持ち出し品に加えて、マスクとか体温計とか除菌シートなどを各自まず準備しましょう、それと密集を避けるために、今回の分散避難ということで、親戚や友人・知人宅などへ避難することも検討しましょうということで、それを紹介したチラシ、昨日の答弁でも申し上げましたが、その避難行動判定フローということで、どういう避難行動を取るべきかということフロー図でチェックできるようなチラシ、それを作成してございます。

あと、備蓄品の関係ですけども、使い捨ての物については、ローリングでストックで実施をしていくということで、使った物は補充していくと。現状では、備蓄物資については、十分用意されていると考えてございますが、昨日の答弁でも申し上げましたが、必要に応じて実際に運営するに当たって、備蓄の必要性が出てくるとか、あるいはそういうことが分かった場合は、柔軟に対応していくということで考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。